

連合会だより

CPDSについて

技士会連合会のCPDS（継続学習制度）の加入者がここ1年で大幅に増えましたので、日頃、良くあるお問い合わせなどに関して以下に紹介致します。

1. 登録状況

2000年に連合会が導入しましたCPDSは、現在53の行政機関で技術力の評価項目に採用されており、これは年々増加傾向にあります。

これに比例してCPDSの加入者も現在10万人をこえました（図-1）。

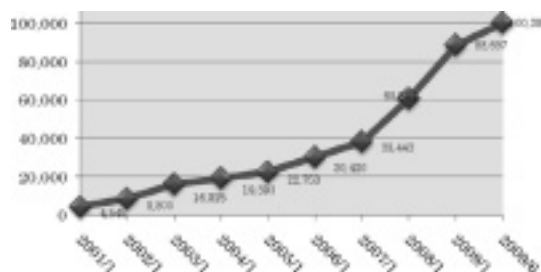


図-1 CPDS加入者数（2009/6）

2. 関連情報をどう入手するか

連合会では各種情報はHP（ホームページ）に公開しています。トップページの更新欄（図-2）（または個人ID（認識番号）でログイン後のトップページ）で最新情報

をご確認ください。

CPDSの手続きのページ（図-3）には現在の処理の進捗状況を掲載しています。また、CPDS個人加入者の説明のページ（図-4）には一般的な注意事項とQ & A



図-2 連合会HP画面① トップページ

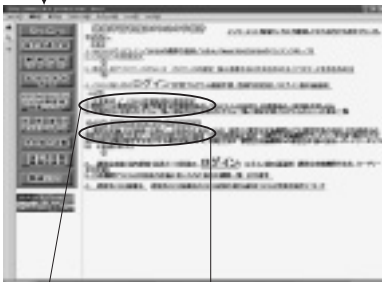


図-3 連合会HP画面② 継続学習制度 (CPDS)

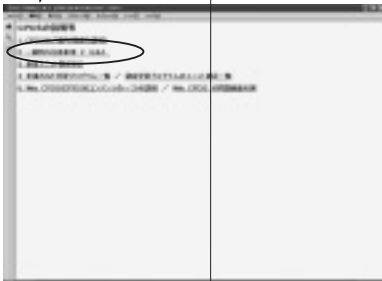


図-4 連合会HP画面③ CPDS個人加入者の説明

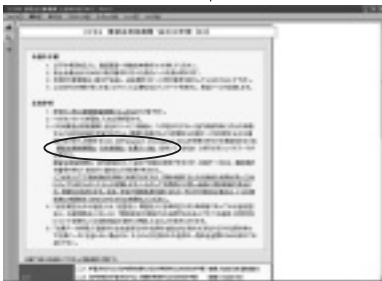


図-5 連合会HP画面④ 会社IDの取得

を掲載し、Q & AにはFAXの仕分け時間、至急処理の場合の処理時間などを載せていますので参考にしてください。

3. 会社IDについて

CPDSは個人加入が基本ですが、ユニットの取得とは別に会社に関する機能だけ

を利用する会社IDを登録することが可能です。

会社ID (図-5) は、「1 講習会実施機関が学習プログラム (社内研修を除く) だけを申請する」「2 社内研修の学習プログラム・履歴を申請する」「3 所属する社員データを利用する」の3種類があります。

利用するには、各P (program)、C (company)、S (staff) を頭文字とする機能別のID (講習会実施機関ID、社内研修ID、社員データID) とパスワードが必要です。

社員データIDは、建設業許可番号を持つ1会社が1個のIDしか取得できませんが、講習会実施機関ID、社内研修IDは、1会社で複数のIDが取得できます。

①講習会実施機関ID

【広報】

講習会がCPDS認定の講習会だと広報する場合は講習会実施機関IDが必要で、広報には10,000円/1講習会の料金がかかります。広報とは案内文書などに「CPDS認定講習会」と記述する場合や口頭で知らせる場合などを指します。ただし公益性を考慮し、国・地方自治体の講習会は無料、公益法人が代替性のない講習会を行う場合2,000円/1講習会とする場合があります。正規の広報の手続きをした講習会では講習会名の右に (広報) と表示され公表されます。この表示無しで広報を行った場合認定を取り消す場合があります。

【カードリーダー】

広報をする実施機関では、カードリーダーを準備し、受講者に代わってカードリーダーに読み込んだ受講者のCPDS加入者番号で学習履歴CSV申請を行うことにより、受講者の便宜を図ることができ、また、これにより広報の手数料が半額になります。

カードリーダーでの申請の場合ポスター・チラシにその旨記載していただく必要があります。正規の手続きをした講習会では講習会名の右に（カード）と表示され公表されます。

カードリーダーを使用しない場合には、講習会実施機関が発行する受講証明書が必要です。通し番号もしくは受講者名の記載されている受講証明書を会場で受講者にお渡し下さい。履歴の申請は受講者が行います。

②社内研修ID

社内研修のプログラム・履歴申請を行うとき、社内研修IDが必要です。ガイドラインでは「社内研修は、建設会社等が受講者を一般に募らず実施し、受講者が当該会社及び下請け、関係会社に属する場合があります」としています。ここで「建設会社等が」の解釈は、建設会社や講師派遣会社もしくはその社員が、講習実施機関または個人でプログラム・履歴申請を行うときを指します。

このためこれに該当するときには、受講者一覧と実施確認のため講習の全体写真を連合会にfaxしてください。

その後連合会ではその資料を基に下記により社内研修と一般の講習会の区別を判断いたします。

(ア) 受講者のなかで1社の占める割合が9割程度以上は社内研修とする。

(イ) 受講者のなかで1社の占める割合が9～6割程度は下記a、bの条件を両方満たしている場合は、一般講習会とする。

a 会社数が3社以上である

b 配布した案内のチラシを連合会にfaxするか広報の手続きをする

(ウ) 受講者のなかで1社の占める割合が6割程度以下は一般講習会とする。

なお一般講習会として認定されなかった場

合には、社内研修として申請をし直すことができます。

③社員データID

社員データIDにより、社員データのCSV出力と入力が可能です。

申請には先頭の2桁に大臣知事コード下6桁に許可番号の8桁の建設業許可番号が必須となります。

社員CSVデータ出力[U1]は加入者の属性と現在の合計取得ユニットが出力されます。

社員別学習履歴CSV出力[U1-2]は加入者の学習履歴情報が出力されます。

社員データCSV入力[U2]では社員CSVデータ出力[U1]の会社情報項目を修正して入力が可能です。

最初の社員の名寄せは、連合会が行いますが、その後貴社社員の方が新規加入する場合は、新規加入申請者自身で社員データIDもしくは建設業許可番号を新規加入申請画面で入力していただく必要があります。入力がない場合は社員データに反映されません。

社員データを利用する場合の料金は、1年目は10,000円/1年、更新での2年目以降は10,000円又は100円×社員数/1年のどちらか高い金額が適用されます。

4. 今後

連合会としては行政機関への信頼性の維持のために今後とも全申請に対して証拠書類をチェックするやり方を続けたいと考えています。しかし、申請加入者数の増加にともない、学習プログラム、履歴の申請処理に時間を要しております。よって処理の迅速化などにより待ち時間を短くし、加入者へのサービスレベルの向上に努めたいと考えています。